

愛知県高校野球OB連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、愛知県高校野球OB連盟（以下、「本連盟」）という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所を愛知県内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、愛知県内の高校野球OB及びOGが硬式野球チームを結成し、全員共通の憧れであった『甲子園球場』でプレーすることや生涯スポーツとして硬式野球を楽しむことを目標に世代を超えて団結し、お互いに親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高校OB野球に関する普及啓発活動
- (2) マスターズ甲子園愛知県大会（以下、「県大会」という。）の開催
- (3) マスターズ甲子園本大会（以下、「本大会」という。）への参加、協力
- (4) 全国高校野球OBクラブ連合（以下、「全国OB連合」という。）、その他の野球団体との連携協力
- (5) その他、目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員資格、入・脱会)

第5条 本連盟は愛知県内の高等学校硬式野球部OB及びOGが出身校別に結成した硬式野球チームをもって会員とし、会員資格の得喪について以下のように定める。

- (1) 本連盟に入会しようとするチームは、全国OB連合へ加盟するものとし、全国OB連合への加盟登録完了をもって会員資格を得るものとする。
- (2) 会員は、県大会及び本会の種々の事業への参加資格並びに総会の決議事項の表決権を有する。
- (3) 本連盟を退会しようとする会員は、退会届を事務局長に提出した後、会長の承認をもって会員資格を失うものとする。
- (4) 本連盟を休会しようとする会員は、休会届を事務局長に提出した後、会長の承認をもって休会するものとする。休会期間は3年までとし、3年を経過した時点で会員資格を失い、退会とする。

- (5) 休会から復会しようとする場合は、復会届を事務局長に提出した後、会長の承認をもって復会するものとする。
- (6) 休会・復会の適用日は届出申請の翌年度10月1日とする。
- (7) 県大会出場資格選手は、愛知県大会規則に則り別に定める。

(除名・出場停止)

第6条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決により、これを除名、出場停止処分を科すことができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反あるいはふさわしくない行為があったとき
- (2) 本連盟の運営及び県大会運営に協力が得られないとき
- (3) この規約または法令に違反したとき
- (4) 本連盟及び全国高校野球OB連合が関連する大会で重大なルール違反等を行ったとき

第4章 役員

(役員)

第7条 本連盟に、次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1名以上
- (6) 顧問 若干名
- (7) 相談役 若干名

(役員を選任及び解任)

第8条 役員を選任につき、以下のように定める。

- (1) 理事は、会員の代表とする。
- (2) 会長、副会長は、理事会で決定する。
- (3) 事務局長、監事は理事の互選とする。
- (4) 顧問、相談役は、役員会の推薦を受け理事会の承認を得た上で置くことができる。
- (5) 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により解任することができる。

(役員職務)

第9条 役員職務及び選任について、以下のように定める。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、本連盟の運営統括にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長業務を代行する。
- (3) 事務局長、理事は、本連盟にかかる業務全体を補佐する。

- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 顧問、相談役は、本連盟の運営に助言することができる。

(役員任期)

第10条 本連盟の役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、遅滞なくこれを補充する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第5章 役員会

(構成)

第11条 役員会は、本連盟の会長、副会長、事務局長をもって構成する。

(機能)

第12条 役員会は、理事会に付議すべき事項などについて審議する。

(開催)

第13条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議長)

第14条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第6章 理事会

(構成)

第15条 理事会は、本連盟の会長、副会長、事務局長、理事をもって構成し、本連盟の最高決議機関とする。

(機能)

第16条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 本規約の承認及び改正
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 県大会の運営方法
- (6) 本連盟の解散
- (7) その他、本連盟の運営に関する重要事項

(開催)

第17条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の5分の1以上から文書で要請があったとき

(議長)

第18条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第19条 理事会の審議は、構成員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(表決権など)

第20条 各構成員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない場合は、代理の者を出席させることとする。

第7章 会計

(会費)

第21条 本連盟は、会費、登録費、大会参加費、寄付金及び賛助金により運営する。

- 2 本連盟の年会費の額は、一万円とし、3月末までに納入するものとする。ただし、新たに入会した会員にあっては、入会の翌年（入会の承認の日の属する年度の翌年度）から納入するものとする。
- 3 登録費は、一万円とし、入会の承認を得た後、速やかに納入するものとする。ただし、登録費については、入会時のみ負担するものとする。
- 4 本大会、県大会、その他の参加費は、本会の指示に従い納入するものとする。
- 5 全国OB連合の年会費一万円は、本連盟の年会費とあわせて3月末までに納入するものとする。
- 6 休会中の会員においては、全国OB連合の年会費のみ納入するものとする。

(会計)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年10月1日より始まり、翌年9月30日に終わる。

- 2 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を受けなければならない。
- 3 会計年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立するまで、前年度の予算に準じ、執行することができる。
- 4 本連盟の収支予算は、会計年度終了時に監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

第8章 雑則

第23条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

2 本規約にて解決できない事態が生じた際の対処法は、理事会にて決定する。

附則

1. 本規約は、平成29年 2月 4日より施行する。

2. 本規約は、平成31年 1月26日より施行する。

3. 本規約は、令和 5年10月 1日より施行する。